

## 協議調書

件名	令和4年度第1回 高砂市文化財保存活用地域計画協議会
日時	令和4年8月12日（金） 13:30～15:30
場所	高砂市役所本庁舎3階301会議室
協議の主旨	高砂市文化財保存活用地域計画作成事業の概要
	高砂市歴史文化基本構想について
	文化財保存活用地域計画の構成と事例
	高砂市文化財保存活用地域計画の作成にむけて
	その他（次回の協議について）

### 《協議の結果》

●⇒協議会会員

○⇒事務局

#### 7. 議題

##### (1) 高砂市文化財保存地域計画作成事業の概要（事務局説明）

- ご意見・質疑はないか（会長）
- なし（会員）

##### (2) 文化財の概要と高砂市歴史文化基本構想（事務局説明）

- ご意見・質疑はないか（会長）
- なし（会員）

##### (3) 文化財保存活用地域計画の構想と事例（副会長による説明）

- 二点質問がある。高砂市歴史文化基本構想についてこれはこの先も残り続けるものなのか、今回の文化財保存活用地域計画に置き換っていくものなのか。

また「高砂市歴史文化基本構想推進協議会（仮称）」とのご提案を頂いているが、この協議会がそれに代わるものになるのかどうかについて考えをお聞かせ願いたい。（会員）

- ➡法律上、地域計画は法定計画であり、歴史文化基本構想は任意計画である。そのため地域計画

に記載されている方が優先される。ただし歴史文化基本構想を無きものとして考慮するか、尊重し考慮するかは市が主体的に考えなければならない。

また推進体制についても法定計画で策定し、協議会とするならばそちらの方が変わった組織であるという方が妥当であると考えます。(副会長)

➡実際に地域計画が認定されている自治体でその後、推進整備の会議は行われている(会長)

●歴史文化遺産の近代という位置付けについて近代を戦前であると仮定すると戦時中や昭和のものは失われてしまう恐れがある。どのあたりまで反映させるようにするのか(会員)

⇒歴史文化基本構想を作成する前提となった文化財調査の一環として古民家の調査を行っている。そこでは建築後50年以上経過している建物つまり昭和30年代前半も含むことから戦後の市営住宅も調査の対象としている。また墓石の調査についても50年以上経っている昭和30年代のものも対象としている。調査についても建物の再調査が必要であると考えており来年度には実施しようと考えている。新しいものをどこまでするか、それが地域計画の中でどう活かすべきかについては来年度までに検討したいと考えている。(事務局)

#### (4) 高砂市文化財保存活用地域計画の作成にむけて(事務局説明)

●ご意見・質疑はないか(会長)

●歴史文化遺産の防犯・防災についてこの協議会の中で考えていく必要がある。(会員)

●第3章4の歴史文化のストーリーの見直しについて事務局はどのように考えているか。(副会長)

⇒見直し、細分化は必要であると考えている。(清水)

●その時、日本遺産の発想について歴史文化基本構想の際には無かったが、今回歴史文化基本構想以降の大きな文化財関係のイベントとして、日本遺産の認定があるのでそれを使い上手く見直して欲しい。(副会長)

⇒歴史文化基本構想44ページにあるみなとのまちの文化をテーマに関連文化財を記している。また歴史文化基本構想では高砂がどのような町なのか、どのような役割があったのかにとどまっている。それに日本遺産という要素を取り入れるならそれを元に交流を図るなどの位置付けを地域計画では行う必要があると考えている。(清水)

●みなとのまちや竜山石など石の宝殿などの文化的景観について人の営みと連動するところがある。それらをストーリーとして繋げてその中に盛り込むことは可能か(会員)

⇒当初石の宝殿(御神体)だけを国の史跡にする予定であったが、文化庁の提言により指定の範囲を広げ、時代の幅も古墳時代から江戸時代の間となった。さらに現在まで続いていることに竜山石の希少性があることから、史跡とは別に文化的景観の価値付けを行おうとした。核になる範囲を史跡で固め、採掘の営みや景観等を文化的景観で囲みゾーニングするイメージであった。しかしこれまで高砂市は兵庫県の景観条例に基づき出来て地区指定しており、文化景観指定するためには、市独自の景観条例を制定する必要があるが、教育委員会とまちづくり局ではうまく連携が取れることは出来なかったことから現在は進んでいない。(事務局)

局)

- ストーリーとして繋がり・歴史文化として様々な要素が合体しているので文化的景観としてだけではなく何かの形で反映させて欲しい。(会員)
- 高砂市歴史文化基本構想の中にある平成21年に行われたアンケートについて、問題提起として高砂に対する市民の意識が薄いとあるが、どのような取り組みが市民の意識を変化させると分析されているか(会員)
- 文化財に関わらず昔からあるものや古いものに最初から市民の方々が関わることによって作業内容や過程について経験し、十年以上文化財建造物を保護するという例もある。これに限らず様々な世代、様々な団体にアプローチしていくべきであり地域計画の中でも見直していきたい。(事務局)

#### (5) その他 (事務局)

- 次回の日程について全員の予定を調整した上で日程を決定する。現時点では令和4年の12月、または令和5年の2月を予定している。(事務局)

#### 8. 閉会 (事務局)